

【契約書の内容（例）】
富山県ドクターへリ運航業務委託契約書

富山県（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）との間に
おいて、次の条項により、委託契約を締結する。

（総則）

第1条 発注者は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を受注者に
委託し、受注者はこれを受託する。

- (1) 委託業務の名称 富山県ドクターへリ運航業務
- (2) 委託業務の内容 別紙「富山県ドクターへリ運航業務委託仕様書」（以下「仕
様書」という。）のとおり

（委託期間）

第2条 受注者は、委託業務をこの委託契約を締結した日から令和13年3月31日まで
行わなければならない。

（委託料）

第3条 発注者は、委託業務の実施に要する費用（以下「委託料」という。）として、
金 円（消費税額及び地方消費税額金 円を含む。）を受注
者に支払うものとする。ただし、各年度の支払限度額は、金 円（消費
税額及び地方消費税額金 円を含む。）とする。

2 発注者は、受注者が別紙仕様書第7第2項第1号に掲げる被災県への出動を実施
したときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）等に基づく当該被災県からの弁
済に応じて、当該出動に要した費用を受注者に支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（業務の実施）

第5条 受注者は、委託業務の実施に当たっては、別紙仕様書及び発注者の指示に従
い、その目的を達成するよう誠実かつ効果的に行うものとする。

（帳簿の備付け及び保存）

第6条 受注者は、委託業務の実施に係る経費については、その内容を明らかにす
るため、会計帳簿及び関係証拠書類を備え付け、委託業務の終了した日の属する
年度経過後5年間保存しておかなければならない。

（権利義務譲渡の禁止）

第7条 受注者は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。
ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

（再委託の禁止等）

第8条 受注者は、委託業務を自ら行うものとし、他の者にその実施を委託し、又は

請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

- 2 受注者は、前項ただし書の規定により他の者に委託業務の実施を委託し、又は請け負わせたときは、その者に対し、第18条及び第19条の規定に準じた秘密の保持及び個人情報の保護に関する必要な措置を講じさせなければならない。
- 3 受注者が第1項ただし書の規定により他の者に委託業務の実施を委託し、又は請け負わせたときは、当該委託業務に係る他の者の行為は、受注者の行為とみなす。

(報告の徴収等)

第9条 発注者は、必要があるときは、受注者に対し、委託業務の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(委託業務の内容の変更)

第10条 発注者は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

(業務実施報告書の提出及び検査)

第11条 受注者は、運航開始の月から、毎月の業務実施の完了後、速やかに前月の委託業務の実績を記載した業務実施報告書を発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の業務実施報告書を受理したときは、速やかにその内容を検査するものとする。
- 3 発注者は、前項の検査の結果、その内容が契約の目的を達成していると判断したときは、受注者に対し、その旨を電子メールまたは口頭で連絡するものとする。

(委託料の支払)

第12条 受注者は、前条第3項の連絡を受理したときは、委託料の支払請求書を発注者に提出するものとする。

- 2 発注者は、前項の支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に、別紙に定める委託料の月額を受注者に支払うものとする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由により業務期間に1月末満の端数が生じたときは、その日数を控除し、次式により算出した額とする。

別紙に定める月額

$$\frac{\text{当月の業務日数}}{\text{当月の暦日数}} \times \text{当月の委託料 (円未満切捨て)}$$

(発注者の催告による解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。

- (2) 履行期間内に委託業務を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 別紙仕様書第6第3項に掲げるドクターヘリの点検整備を行う場所等の確保が困難であると発注者が認めたとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第14条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 受注者が第7条に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 受注者が委託業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者が委託業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 委託業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 受注者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (7) 受注者がこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - ク 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確

定したとき。

ヶ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

コ 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。

2 前項の場合において、受注者に損害を生ずることがあっても発注者はその損害を賠償しないものとする。

3 発注者は、第1項の場合のほか、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の規定が適用される契約において苦情の申立てがあり、発注者が必要と認めるときは、この契約の全部または一部を解除することができる。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第15条 第13条各号又は前条第1項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第13条の規定による契約の解除をすることがない。

（損害賠償請求及び違約金）

第16条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合において発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。

(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2) 第13条又は第14条の規定によりこの契約が解除された場合

(3) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨にしたがった履行をしない場合又は債務の履行が不能である場合。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、前項の損害賠償のほか、委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第13条又は第14条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の債務について履行不能となつた場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合みなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当するとみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、委託料から既履行部分に相応する委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に係る法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

（賠償の予約）

第17条 受注者は、この契約に関して、第14条第1項第8号クからコまでのいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による委託料の10分の2に相当する額を支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第14条第1項第8号ク又はケに該当する場合であって、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するときその他発注者が特に認めるとき。

(2) 第14条第1項第8号コに該当する場合であって、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、委託業務が完了した後においても適用する。

3 前2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（秘密の保持）

第18条 受注者及び受注者の従業員は、業務上知り得た秘密を他人に漏らし又はいかなる目的にも使用してはならない。契約期間終了後も同様とする。

（個人情報の保護）

第19条 受注者は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（損害のために生じた経費の負担）

第20条 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者のみの責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとする。

（協議）

第21条 この契約について疑義が生じた事項又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

発注者 富山市新総曲輪1番7号
富山県知事 新田八朗

受注者

別 紙 (委託料の月額)

単位 (円)

年 月	本体金額	消費税及び 地方消費税額	計 (支払金額)	備考
令和〇年 〇月				
〇月				
〇月				
⋮	⋮	⋮	⋮	
⋮	⋮	⋮	⋮	
⋮	⋮	⋮	⋮	
入札金額 (税抜き) $\div 12$ に相当する金額		「本体価格」 $\times 10\%$		